

# 定 款

静岡県御前崎市門屋1370番地  
エイケン工業株式会社

2023年4月27日作成

# 第 1 章 総 貝印

## (商 号)

第 1 条 当会社は、エイケン工業株式会社と称する。  
英字では、E I K E N I N D U S T R I E S C O., L T D と表示する。

## (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  
(1) 自動車、自動二輪車及び産業車両等の各種輸送用機器部品の製造販売  
(2) 各種濾過装置の製造販売  
(3) ガス機器の製造販売  
(4) 金型、溶接、金属、樹脂等の部品・製品の製造販売  
(5) 電気器具、機械器具等の製造販売  
(6) 前各号に附帯する業務

## (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を静岡県御前崎市門屋 1370 番地に置く。

## (公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第 2 章 株 式

## (発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、4,960,000 株とする。

## (自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

## (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

## (株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。  
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

## (株式取扱規程)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## (基準日)

- 第10条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項並びに本定款に別段の定めあるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

#### (株主総会の招集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

#### (招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### (電子提供措置等)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役会の設置)

- 第16条 当会社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。

(代表取締役)

第21条 取締役社長は、会社を代表する。

2 また必要に応じ、取締役会の決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができ、各々会社を代表するものとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第25条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 指定として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第32条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当会社は株主総会の決議によって毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

(中間配当金)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領され

ないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。